

名家連ニュース

令和 7 年 11 月 20 日 (木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会 長 池山 豊子
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 1071 号

令和 7 年度 精神疾患の基礎知識講座 (3)

第 3 回精神疾患の基礎知識講座が、11 月 8 日 (土) に名古屋市総合社会福祉会館 7 階大会議室で開催されました。51 名の方が参加されました。

今年度の連続講座は、親が亡くなる前に準備しておくべき事～我が家に合った選択、本人にとってふさわしい選択～をテーマに 3 回開催いたしました。企画の段階から、担当者からは「親なきあと問題だよね！」という暗黙の了解で講座の内容が決まっていきました。親なきあとに直面しやすい「お金の問題」について、親が元気なうちに準備できることは何かを講師の先生方に 3 回に分けて、お話をしていただきました。

第 3 回は、日常生活自立支援事業について名古屋市成年後見あんしんセンターの小川様からご講義頂きました。日常生活自立支援事業は、通帳の預かり、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理をサポートしていただきます。成年後見より使いやすく、利用する方のニーズに応えるために、より柔軟な制度です。精神障害がある方が地域で自分らしく暮らし続けるための、使いやすい支援として非常に重要な制度です。

最後にまとめといたしまして、弁護士の安田先生よりお話をしていただきました。質問の中で特に多かった「相談窓口」について、愛知県弁護士会がやっている、法律相談センターを教えてくださいました。電話相談、面談もあり、電話相談は無料だそうです。

今回この企画の担当者も、参加者の皆さんと同じように、自分の家族に使える事とか初めて知った制度など知ることが出来ました。以下担当者の感想です。

☆講師を依頼した方々がどなたも真摯に私たちの疑問に答えてくださり、困っていますと伝えることが出来さえすればどこかに繋げてもらえるという安心感を得ました。安田弁護士の成年後見制度の説明がわかりやすく理解できました。我が家に合った選択としては日常生活自立支援事業の金銭管理サービスなどかなと思いました。(M 野)

☆もう少し先の課題と思っていたが、目前になってきて学べてよかった。安田先生はじめ、どの講師も丁寧でわかりやすく、3 回開催は簡潔で良かったと思う。我が家も家族間で揉め事は起きないと思っていたが、先の事はわからない。まずはどこに相談に行けばよいかかわかった。身近な公共の資源を利用したいと思った。(K 谷)

☆まずは、親の残した財産を当事者家族を含む兄弟で穏やかに相続させる、これは家族会議、また遺書により（揉めそうなら弁護士で）できそうに思った。その後の当事者家族の相続財産や金銭管理は、我が家の当事者家族は発達障害の為、当てはめるのが難しいと感じた。私が死ぬ頃の当事者家族の年齢は 60 歳を過ぎた頃だろうか？そのとき、躁状態で無ければ正常に判断する能力が有りそうで後見制度利用の条件を満たさないのではと思える。日常生活支援なら契約内容を本人の生活に合わせて利用できそうだが、一方で躁状態の時の金銭管理に不安を感じる。結局、兄弟姉妹を信じることに希望を繋いでしまう自分がある・・・特定贈与信託について、もう少し調べてみようと思う。(K 島)

3 回の講座を終え、私達、親が出来る事、準備しなくてはいけないことが少しわかったような気がします。今と同じ生活が続けられるように、どうしたら我が家は一番いいのか、本人はどのような生活を望んでいるのか、この機会に一度家族で話し合ってみてはいかがでしょうか？元気なうちに一歩前に踏み出してみませんか？(文責 大橋)

